



# 全福ネット個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

## ■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
  - ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
  - ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
  - ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
  - ・ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



\*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



保険の対象となる方



東京海上日動

示談交渉



相手方

個人賠償責任、弁護士費用等(人格権侵害等)では**加入年齢の制限はありません。**  
保険料は**全年齢同額**です！

## 保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：15%、損害率による割引：10%  
※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン
タイプ名		KBタイプ <sup>o</sup>
個人賠償責任	型	家族型
	保険金額	国内：1億円 国外：1億円
弁護士費用等 (人格権侵害等)	型	家族型
	保険金額	300万円
保険料(一時払)		3,810円

※弁護士費用等(人格権侵害等)の補償内容については、「全福ネット弁護士費用等(人格権侵害等)」のページをご確認ください。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。



## 全福ネット弁護士費用等(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

例えば…

- ・自転車で轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
- ・電車内で痴漢\*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
- ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。

- \*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- \*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
- \*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限りです。



## 保険金額・保険料表

保険金額・保険料につきましては、「全福ネット個人賠償責任」のページをご参照ください。